

生存権にかかわる裁判 を支援する静岡の会

通信

2020年6月30日

第24号

連絡先 054-254-2998 (静岡県生活と健康を守る会連合会)

名古屋地裁判決 原告の請求 すべて棄却

生活保護削る国に追随！くじけない！控訴へ

生活保護基準引き下げ取り消しを求めた「生存権裁判」(いのちのとりで裁判)は6月25日、名古屋地裁で全国で初めて判決が出せれ、原告の主張をすべて棄却する「不当判決」が出されました。判決後、報告集会(市内で)が、翌26日には「6・26緊急院内集会」(衆議院第1議員会館)が行われ、怒りと抗議、そして「頑張ろう」の声が上げられました。この裁判は、2013年からの史上最大(平均6.5%、最大10%、年額670億円)の生活保護基準引き下げに対し、29都道府県で1027名(最大値)の生活保護利用者が立ち上がりました。



炎天下の中で訴える酒井会長

～緊急宣伝行動～ 人間らしい生活ができる生活保護基準にしていこう!

6月26日、「生存権にかかわる裁判を支援する静岡の会」は前日の名古屋地裁での不当判決を受けて、静岡市内(青葉公園前)で急ぎよつった横断幕を掲げ、チラシも作成し、12名の参加で宣伝行動を行いました。

酒井事務局長(県生健会会長)を先頭に5人が代わる代わるハンドマイクを握り「生活保護基準引き下げは他人ごとではなく、最低賃金、就学援助、保険料などの他多くの社会保障制度に影響する。コロナ禍で生活保護申請も急増しており、すべての国民が人間らしい生活ができる生活保護基準にさせていこう」と道行く人に呼びかけました。県内では2015年7月9日、静岡、袋井、浜松市に住む生活保護利用者5名が、3市に対して引き下げの取り消しを求める訴訟を静岡地裁に起こしました。そして同年12月に84名の支援者が集まり第1回の口頭弁論が行われたのを皮切りに、昨年12月12日には第18回の口頭弁論が行われましたが、今年3月17日の第19回口頭弁論はコロナウイルスの感染拡大防止のため延期に、裁判所からの連絡待ちとなっています。

～スタート!～ 全国で初めての18年の保護基準減額に関する裁判

2018年の生活保護基準の引き下げは憲法25条の生存権に違反するとして、県内の利用者4人が浜松、袋井、焼津の各市に減額取り消しを求めた裁判の第1回口頭弁論が6月19日、コロナウイルスの感染対策の中で行われ、裁判後の報告集会には約30名が参加しました。意見陳述した坪井さんは、「17年から受給し、食費を切りつめ、満足に風呂も入れない、普通の生活ができない保護費だったのに、660円も減額され大きないたでだった」と訴えました。報告集会では弁護団から「コロナ禍の中でいのちを守るためには金に糸目をつけてはいけない」などの発言がありました。またこの間総会ができたので、「生存権にかかわる裁判を支援する静岡の会」の2019年度の活動を振り返り当面の方針を確認しました。



報告集会で挨拶をする坪井さん

第2回口頭弁論のお知らせ

- 10月2日(金) 静岡地裁 201号法廷
- 13時頃 傍聴券配布
- 13時30分 開廷
- 14時頃 報告集会

